# 中央区版ふるさと納税
# 「ふるさと中央区応援寄附」のお願い

中央区では、中央区版ふるさと納税「ふるさと中央区応援寄附」を始めます。

本区に集う全ての人々が幸せを享受し、輝く未来へ躍進していく社会をつくるとともに、江戸開府以来、日本の文化・商業・情報の中心として発展してきた、長い歴史と伝統を背景に、新たなまちの魅力を創造し活力ある中央区のさらなる発展のために生かしていきます。

多くの皆さまのご協力をお願いします。なお、区民の皆さまは対象とはなりませんので、ご了承ください。

**平成29年12月1日**
**申し込み開始**

ふるさと納税により、本区の税収の減収額は約14億円（平成28・29年度の合計）と見込まれています。

## １．寄附金は次のように活用されます。応援方法は皆さまがご指定ください。

### ⑴ 中央区の区政全般

※ 本区が必要とする分野に活用します。

### ⑵ 活用してほしい分野を指定

※ 「教育」「健康・医療」「福祉」「まちづくり」「文化」など寄附する方が指定された分野に活用します。

### ⑶ 応援したい団体を指定

※ 寄附する方が指定した団体（下記2参照）の応援に活用します（寄附金額の7割が上限）。

## ２．応援したい団体を指定する寄附について

応援したい団体を指定した寄附については、区が審査会でその団体を審査し寄附金を交付します。

※ 審査会で認定されなかった場合、寄附金は区の施策に活用し、返還はいたしません。

＜認定を受けられる団体＞

次に掲げる活動のいずれかを主目的とした団体であること。

- まちの活性化を図り、魅力を発信する活動
- 子どもの健全育成に資する活動
- 福祉の向上に資する活動
- 共生社会の推進を図る活動
- その他、区長が認める活動
- 地域特性を生かしたまちづくりに資する活動
- 歴史又は文化の保存・継承に資する活動
- 健康の維持・増進を図る活動
- 文化又はスポーツの振興を図る活動

※ 当該団体の構成員又は会員向けの取り組みを活動の主目的とする団体は除きます。

※ これらの活動を中央区内で行なっている団体に限ります。

## ３． 寄附の方法（寄附する場合には、次の3つの方法があります。）

### ⑴ 納付書で寄附する。

※ 寄附金申込書を区へ送付してください。申込書が区に到着後、区から納付書を送付しますので、金融機関の窓口でお振り込みください（手数料は無料です）。

※ 特殊詐欺防止のため、納付書による寄附をお願いしています。

### ⑵ 現金書留で寄附する。

※ 寄附金申込書に寄附金を添えて、現金書留で区にお送りください（郵送料等はご負担ください）。

### ⑶ 現金で寄附する。

※ 区役所の窓口（3階総務課総務係）で寄附金申込書にご記入の上、納付してください。

## ４． 寄附金申込書

中央区のホームページからダウンロードできます。
また、お電話いただければ、郵送いたします。

## ５． 寄附の流れ （上記3⑴の納付書による寄附の例）

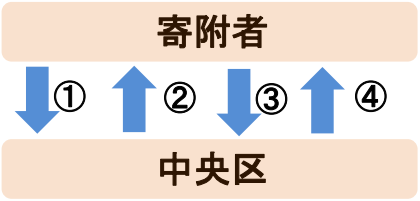


① 寄附金申込書を区へ提出し、寄附を申し込む。
② （①が中央区に到着後）区が納付書を送付する。
③ 納付書により金融機関で区へ寄附金を振り込む。
④ 振り込み確認後、区が寄附金受領証明書を送付する。

## ６． 税金の寄附金控除について

ふるさと納税は、自治体への寄附のうち、2，000円を超える分について、所得税、住民税が全額控除される制度です（一定の上限があります）。

※ 控除を受けるためには、原則として確定申告等が必要です。

自己負担額の2，000円を超える分について、所得税、住民税が全額控除される、ふるさと納税額の目安一覧（ふるさと納税を行う方の給与収入と家族構成別）の表にしていますので、参考にしてください。

※ 掲載している表はあくまで目安です。収入や家族構成等の条件により異なりますので、具体的にはお住まいの自治体へお問い合わせください。

全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

| ふるさと納税を行う方本人の給与収入 | ふるさと納税を行う方の家族構成 | | |
|---|---|---|---|
| | 「独身」又は「共働き」 | 「夫婦（専業主婦）」又は「共働き＋子1人（高校生）」 | 「夫婦（専業主婦）＋子1人（高校生）」 |
| 300万円 | 28，000円 | 19，000円 | 11，000円 |
| 400万円 | 42，000円 | 33，000円 | 25，000円 |
| 500万円 | 61，000円 | 49，000円 | 40，000円 |
| 600万円 | 77，000円 | 69，000円 | 60，000円 |
| 700万円 | 108，000円 | 86，000円 | 78，000円 |

「総務省 ふるさと納税ポータルサイトより抜粋」

●問い合わせ先
中央区総務部総務課総務係
〒104－8404 東京都中央区築地1－1－1
電話 03（3546）5232 FAX 03（3546）2096

●中央区ホームページのリンク先
http://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/zeikin/hurusatonouzei20160224.html

中央区ホームページ ＞ 「暮らし・手続き」 ＞ 「税金」 ＞ 「ふるさと納税について（中央区を応援していただける方へ）」